

新訳『正義論』を読む

宮 地 和 樹・児 島 博 紀

本稿は、先頃公開されたジョン・ロールズ『正義論 [改訂版]』(川本隆史、福岡聡、神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年)をめぐる『研究動向』である。以下では、新訳『正義論』を読むことを通して理解されるロールズ思想、また翻訳そのものについて執筆者二人がそれぞれの立場からコメントする。まず、前半を児島が担当し、ロールズ研究の観点から本書の位置づけとそれに伴う論点について検討する。後半を宮地が担当し、教育学的な観点から『正義論』による新たな研究の可能性について述べる。

I

1. はじめに一本書の位置づけ

本書は、ジョン・ロールズ『正義論』改訂版¹⁾の日本語訳である。原著は、1971年に出版された初版の『正義論』²⁾を、その後の多方面からの批判を踏まえ、著者がいくつかの修正を施し、1999年に出版したものである。『正義論』の翻訳としては、同じ出版社から既に1979年に出版されたものがある³⁾。しかしながら、同書は長きにわたって品切れ状態となっており、待ち望まれた末に公開されたのが本書である。

さて、いきなり細事にわたる話になるが、1979年の旧訳は、1971年の初版『正義論』の翻訳のように見えるが、実はそうではない。ロールズは、1975年のドイツ語訳出版に際して、それまでの批判を踏まえていくつかの修正を施しており、その後の各国語訳もそうした修正を反映したものとなっている。日本語の旧訳もそうしたものの一つであり、こうした修正を原著に反映し直したものが1999年の改訂版なのである⁴⁾。

もちろん、改訂版における修正はあくまで部分的なものであるから、『正義論』を知るためには新訳の本書を読むことで充分である。しかし、以下では、上記の事情も踏まえつつ、次のような視角から本書を読んでみたい。まず、新旧の翻訳を主に訳語選定

の観点から比較することで新訳の特徴を見ていく。その上で、初版から改訂版への変化について、特に格差原理への説明に注目しながら検討する。

2. 新訳の特徴

まず本節では、旧訳との比較で新訳の特徴をみていく。訳者による新訳へのこだわりは、索引の充実や脚注参照文献の邦訳書誌情報の網羅性、さらには初版、改訂版、新訳の対照表(787-789頁)⁵⁾など、いくつか挙げられる。しかし、何よりもこのこだわりは訳語の選定だと思われる。そこで以下では、主に訳語の選定という観点から新旧の翻訳を比較し、それによってロールズ思想の理解にもつなげてみたい。

概念と構想

最初に、正義の「概念concept」と正義の「構想conception」の違いについてである。旧訳はこの二つを、「概念」と「概念」という苦しい紛れな仕方ですり分けしている。ロールズは二つを明確に区別する。「前者は、相争う権利要求の間の適正な折り合いを意味しており、後者はそうした折り合いの中身を定めるためにはどのような考慮事項が関連するかを同定する一群の諸原理」のことである(15頁)。そうした正義の構想の一つとして、ロールズは正義の二原理を提唱する。

自由

次に、「自由liberty」と「自由freedom」の区別についてである。旧訳はこれまた「自由」と「自由」という訳し分けをしていたが、新訳は区別なく「自由」としている。ロールズが専ら用いるのは二つのうち“liberty”のほうである。“liberty”は法によって制度的に保障される機会や個々の拘束の不在という意味合いを色濃く持ち、“freedom”は制度に限らずより広い意味合いを持つ。

ロールズが正義の主題として取り上げるのは第一に社会の基礎構造、詳しく言えば、主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み

出した相対的利益の分割を決定する方式である(11頁)。そのため、平等な自由を意味する第一原理の定式には“liberty”が用いられる。もちろん、“freedom”も登場しなくはないが「良心の自由freedom of conscience」など慣例の範囲にとどまることから、新訳はこの二つをあえて区別はしていない。

市民としての暮らし

次に、“citizenship”の訳語についてであるが、旧訳は「市民権」といわば型通りに訳している。最近では「シティズンシップ教育」などのように、そのまま訳されることも多いこの単語に、新訳は「市民としての暮らし」という特徴的な訳語をあてている。これは“citizenship”の二義性を考慮したものである。つまり、市民権のような権利としての意味合いと、市民性などの場合に意味される市民としての姿勢や態度といった二つの意味合いである。こうした二義性を考慮し、市民としての暮らしという訳語を採用している。

ロールズにおいては、とりわけ第一原理と第二原理の公正な機会均等が社会の基礎構造に適用されることによって、〈対等な市民としての暮らし〉が確保されることになる(130頁)。

デモクラシー

同様のことは「デモクラシーdemocracy」についても言える。旧訳はこれまた型通りに「民主主義」と訳しているが、新訳は「デモクラシー」というそのままの表現を用いている。“democracy”には、民主制といった制度としての意味を持つことがあれば、たとえば日本で「戦後の民主主義の精神」などの文脈の場合のように民主主義を支える精神や態度の意味合いもある。こうした二義性を既存の訳語で出し切れないとの判断から、デモクラシーという訳語が採用されている。

正義の情況

原初状態において、無知のヴェールなどとともに契約当事者を制約する条件の一つとして、「正義の情況circumstances of justice」がある。これは人間の協働を可能かつ必要なものとする状態として描かれるもので、客観的な情況として〈適度な希少性〉、主観的な情況として〈利害関心の衝突〉が特に挙げられる(172頁)⁶⁾。原初状態では、社会にこうした正義の情況が確立しておりそれを契約当事者たちが知っていることが想定されている。

旧訳においては「正義の環境」と訳されていたが、

“environment”としての環境と区別するため、情況と訳される。また、「情況」は〈契約の出発点をなす現状〉を意味する「初期状況initial situation」に用いられる「状況」とも区別される。

格差原理

最後に、訳語とは関わりのない点で一点コメントしておきたい。新訳も旧訳も、第13節内の格差原理に対する解説の見出しに【補論】と付しているが(103頁；旧訳58頁)、これは原著にはないものである(TJ 76；Rev 65)。訳者による配慮ではあろうが、特に〔図8〕を含む格差原理に対する説明は、わかりにくいものの格差原理を理解する上で重要性を有している。補論として位置づけられた場合、読者は読み飛ばしてしまう可能性があるため、むしろ付けないという配慮もあり得たのではないかと思う。

3. 初版から改訂版への変化

次に、初版と比較しつつ本書を読んでみたい。ロールズ自身が改訂版序文において明らかにしている修正点は大きく二点、自由の優先権に関する説明と基本財に関する説明である。また、改訂版序文の執筆時点であれば書き方を変えたであろう点として、原初状態における論証の仕方と、財産所有のデモクラシーと福祉国家の二つの理念の区別を挙げている。しかし、ここでロールズが明示していない修正の一つとして格差原理への説明がある。本節ではこの点に関する修正をいくつか取り出しつつ⁷⁾、修正の前後で何が変化したのか、あるいは変化しなかったのかを検討してみたい。

まず、最も不遇な人びとに最大の便益となることを命じる格差原理において、そもそも最も不遇な人びとはどのような人びとだろうか。ロールズは第16節で、①生れ落ちた家族および階級、②自然本性的な才能や資産の賦存、③人生行路における運やめぐり合わせといった三種類の偶発性において恵まれていない人びとだと述べる(131頁)。さらに、次のように付け加える。

「全員の身体的ニーズおよび心理的諸能力が〔極端なばらつきのない〕通常の範囲に収まっていると想定するつもりなので、ヘルスケア(保健医療)や知的諸能力の〔特別なニーズとその扱いをめぐる〕もろもろの問いは生じない。」(131頁)

これによってロールズは、実質的に障害者を自らの理論の適用範囲外に置いておられると考えられるが、ここで問題なのは、この箇所が改訂版において付け加えられたものだということである（*TJ* 99；*Rev* 83）。このことは、ロールズが初版執筆時においては障害者の問題を考慮に入れていなかった可能性を示唆している⁹⁾。

その上で、格差原理がどういった含意を持つ原理であるのかに目を向けよう。格差原理はつぎのような見解を表明しているという。

「格差原理は、生まれつきの才能の分配・分布を（いくつかの点で）共通資産と見なし、この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的便益を分かち合おうとする、ひとつの合意を表している。」（136-137頁）

これはロールズ独特の主張であるが、激しい批判を招いた箇所でもある。たとえばノージックは、ロールズが人びとの才能は共同体の財産であると主張しているとして批判する⁹⁾。初版ではこのうち「（いくつかの点で）」や「相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的」という部分がない（*TJ* 101）。ロールズはこの補足によって批判をかかわってきたのだろうか。

実はこの点に関して、そもそもロールズにとって修正の必要はさほどなかったと考えられる。なぜなら、そもそもロールズは才能が共通資産であると述べているわけではなく、才能の分布を共通資産と見なすと述べており¹⁰⁾、ノージックはロールズの主張を正確に受け止めていない。

同じことは次のことにも言える。ロールズは格差原理が互惠性の構想を表明していると主張し、初版で次のように述べる。恵まれた立場を代表するAと恵まれない立場を代表するBという人物がいるとして、Bがその状況を受け入れられるのは、Aの利益がBの暮らしむきの見込みも高めるやり方で高められてきた場合である（*TJ* 102-103）、と。ここにはロールズが互惠性に込める独特の意味が表れているのだが、改訂版では、より恵まれた立場と恵まれない立場の二つの集団を想定し、恵まれた集団は自らの予期の加重平均の最大化を諦めるべきだという回りくどい説明に変化する（*Rev* 88/138-139頁）。なぜAやBはわざわざ集団の加重平均に置き換えられた

のだろうか。

おそらく、AやBといった人物を持ち出すことが、個人の正義の問題を示すと誤解されることを恐れての修正であろう。しかし、そもそもロールズはAやBが各集団を「代表する人物representative men」であると断っており、『正義論』の主題が社会の基礎構造であることを考えれば、決して個人の正義の問題を持ち出していたのではないことが理解できる。したがって、この修正も必ずしも必要ではなかったと考えられる。

さらに、先の説明の、Bや恵まれない集団の見込みや予期を高めるという表現に注目して欲しい。これらは、ロールズが人びとの生涯にわたっての暮らしむきのよさを問題にしていることを示している。そこには、財産所有のデモクラシーの中で強調される、人びとの生涯の早い段階に働きかけることで暮らしむきを改善する考え方を、初版から一貫したものととして読み取ることができるのである。

以上を踏まえるならば、ロールズの間人間の想定にはその狭さが見え隠れするものの、格差原理はその表面的な説明の変化とは裏腹に、むしろその内実を、初版と改訂版を通じて一貫したものと捉えることができるのではないだろうか。

4. おわりに

本稿では、筆者の力量不足と限られた紙幅のため、『正義論』の全体像を描くことは断念せざるを得なかった。とはいえ、『正義論』を理解するには、何より『正義論』そのものを読むことが一番である。ロールズに賛成するにせよ反対するにせよ、まずは本書に直接取り組まれることをお勧めしたい。

（児島博紀）

II

本稿では、①日本の教育学研究において、ロールズ『正義論』に対するどのような議論がなされているか、②その上で、従来の教育学研究においてなされていない『正義論』におけるロールズの議論を指摘し、③その議論を簡単に整理したい。

1. 教育学研究におけるロールズ

まず初めに、日本の教育学研究におけるロールズの扱われ方について述べる。ここでは、さしあたり

宮寺晃夫、黒崎勲、小玉重夫の三氏の『正義論』に関する議論を取り上げる。

宮寺は、教育学における分野で、教育の「結果の平等」を保障しようという補償教育に対する「機会の平等」の優位という問題、また、家庭的背景の多様性と共に個人の能力の多様性が「個性」という名の下に積極的に位置づけられる問題に対し、1970年代以降、平等理論の基礎を提供してきた人物としてロールズを挙げる¹¹⁾。また、ロールズ(リベラリズム)の能力観をノージック(リバタリアニズム)やサンデル(コミュニタリアニズム)と比較した上で、三者ともが能力が発達されるものと形成されるものという二側面があることを見落としているとし、「発達・展開した能力はその人の固有性そのものであり、他の人の所有に帰されることのない、そしてまた共同で所有されることもない」¹²⁾のであり、ロールズらの能力観に疑問が提示される。

また、黒崎は、『正義論』を教育制度/教育政策の観点から検討している。アメリカにおいてロールズの『正義論』が、教育制度論にとって最大の参照理論となっていることを指摘し、正義の二原理が補償教育の論理を正当化し、能力主義批判と言う観点から補償教育活動に新しい意味を与える理論的根拠を提供するものであると論じる¹³⁾。さらに、ロールズが正義の二原理で設定する「規制を受けた市場」の類似性から「規制をされたヴァウチャー制度」の可能性を示唆している¹⁴⁾。

一方、小玉は、1960年代のアメリカにおける教育改革と、それに対する『正義論』の立場を位置づけた上で、ボウルズ＝ギンタスを中心にリベラリズム批判の系譜を思想的に明らかにした¹⁵⁾。小玉は、ロールズの『正義論』が1960年代の教育改革を批判しつつも、リベラリズムの修正・継承しようという立場にいるのに対し、ボウルズ＝ギンタスらのリベラリズム批判の系譜はその再審を迫ったことの意義を評価し、「リベラリズムが公共性を異質性や多様性の統合や調整、融和としてとらえるのに対し、リベラリズム批判の系譜からは、それとは逆の公共性像が提起された。すなわち、異質性や多様性それ自体の創出と顕在化のメカニズムとして、公共性や政治を捉える立場である」¹⁶⁾と、社会的なるものではなく、政治的なるものの公共性を重視する。ここでは、前者の二人と違い、『正義論』やリベラリズムに対する対抗軸が明確に意識されている。

以上のように、政治哲学や倫理学の領域においてだけでなく、教育学の領域においても、ロールズは研究対象として注目を集め、多角的に研究がなされている。

2. 『正義論』における正義の安定性の議論

ここまでは、教育学研究におけるロールズを受容を簡単に見てきた。ここでの『正義論』の扱われ方は、主に正義の二原理における規範的な側面である。すなわち、川本が言うように「『正義論』は…(中略)…英語圏の倫理学の主張を規範倫理学へと大きく旋回させた。そればかりではなく、実証主義の支配に疑問を感じ始めていた一部の社会学者たちに、あるべき政治、経済、法制度を問い求めるという規範的な関心を再燃させた」¹⁷⁾。教育学の文脈においては、正義の二原理から、教育の平等理論や能力主義の妥当性を問うものであった。

しかしながら、クカサスらによれば、『正義論』は、規範的な政治理論を復活させたことだけに意義があるのではなく、「既存の学問上の境界を無視して、打ち出された具体的提言の実行可能性を主張する議論を展開した点で、きわめて独創的である」¹⁸⁾と、それが規範性を打ち出しただけでなく、実行可能でもあるという面にも意義があるとする。クカサスらは、とりわけ『正義論』の実行可能性を、二つの原理に適った社会＝政治上の制度配置が安定的であるかどうかという問題に焦点が絞られており、それが『正義論』の第三部にあてられていると述べる¹⁹⁾。そこで以下では、正義の二原理が安定的であるとするロールズの議論を簡単にまとめたい。とりわけ、安定性をもたらす上で、重要な役割を果たしている「正義感覚の発達」(594頁)を論じる、第三部第8章第69節－72節の議論を見ることで、ロールズが秩序だった世界の安定性の問題をまとめ、それが教育学研究においても何らかの示唆を与えるものではないかということを示す。

3. 安定性について

ロールズが安定性の問題を論ずるのは、『正義論』第三部においてである。その中で、第8章においては、秩序だった社会において社会の成員がいかに正義感覚を習得するかを論じられる。ロールズによれば、「秩序だった社会は長期にわたって存続するのであるから、その正義の構想はおそらく安定的なもの」

(596頁)であり、その社会に参加している人々は、「制度編成の維持に加わりたいというその構想に付随した正義感覚と欲求とを習得する」(同頁)と想定される。

だが、ここで言われる「安定性」とは、秩序だった社会の制度や実践は変化しないという、当の社会の多様性を排除するというような保守性を示すものではないことである。ロールズの言う「安定性」とは、「制度が変更をこうむるとしても、新たな社会状況をにらんで調整がなされるならばなおそれらの制度は正義にかなっている」(600頁)修正や変更が可能なものとして制度や実践が捉えられる。むしろ、そうであるからこそ、「共同体の成員たちによって共有されている正義感覚が基底的な役割を果たし…(中略)…基礎構造が正義との関連で安定的であることを確保するのに、ある程度まで道徳的情操は欠くことはできない」(同頁)のである。確かに、確固たる安定性を持った制度が確立されれば、そもそも正義感覚などは必要ではなくなり、その制度に盲目的に従うだけで調和が保たれることになろう。だが、ロールズが描く社会は、実行可能性を伴うものであり、「正義のさまざまな構想は、私たちが知っているままの暮らしの条件によって正当化されなければなら」(595頁)ず、現実に根差した社会の構想である。

では、具体的に、ロールズがどのように正義感覚が形成されるのかを論じたか見ていこう。ロールズによれば、正義感覚の道徳性の発達段階には、三段階あるとしている。第一段階は、「権威の道徳性」(第70節)である。ここでは、秩序だった社会が何らかの家族形態を含み、子どもは両親の権威に従属していると想定されている。家族間における子どもの道徳的発達において重要視されているのは、両親と子どもの相互の愛と信頼である(606-609頁)。この際、子どもは自分自身の批判の基準は持っておらず、両親の愛情を信頼した上で、禁止事項や命令に従う。この場合、「もし子どもが両親を愛しかつ信頼しているならば、いったん誘惑・衝動に屈してしまった場合…(中略)…罪責を認め、和解を求めようとするだろう」(610頁)。こうして、両親の愛と信頼は、罰せられることの恐怖ではなく、罪責の意識を子どもに生じさせる。もちろん、その道徳性は両親自身によって体現されていなければならないことは言うまでもない。ピアジェが言うように、「大人は子どもの支配者であってはならず、協力者であるべき」であ

る²⁰⁾。だが、権威の道徳は「平等の自由という第一原理に照らすならば、社会の基礎構造には適用されない特別な事例」(612-613頁)であり、限定的な役割を果たすにとどまる。

次の第二段階は、その範囲が広範な事例を包含する「連合体の道徳」(第71節)である。連合体の道徳性は、特定の集団内(家族、友人、学校、会社、地域、国民共同体)における道徳性である。それゆえ、「連合体の道徳性は多くの理想を含んでおり、各理想はそれぞれの地位や役割に相応しい仕方では定義される」(614頁)が、「連合体の道徳性を考察する場合、不可欠とされる種々の才能はきわめて複雑である」(同頁)。では、このような連合体において、各成員はどのように習得するのか。まず、この段階で初めて認識されるものは、連合体における他の人々の視座、計画、動機がそれぞれ異なっているという、複数性の認識である。ここでは、他の人びとの信念、意図、動機は何かということ、発言、振る舞い、表情から推測する必要がある。この点では、この実行は子どもには難しい(615頁)。なぜなら、ここでは、連合体における成員が他の成員に対する主体的な関わり合いが前提となっているからである。

とりわけ興味深いのは、この連合体において、どのように他の成員との相互信頼や、連合体の制度編成に対する愛着が覚えるかを論じる箇所である。ロールズは次のように述べる。「その制度編成に参加している人々が通常と相互信頼の絆によって制約され、各自の役割を果たすことをお互いに信頼する、という事態がどのように生じるのだろうか。こうした感情や態度は連合体に参加することによって生成してきたものと想定してもよいであろう。…(中略)…個々人が長年にわたりひとりずつ、もしくは手段ごとに連合体に参加するとき、より長く構成員の地位にある人びとが自分の役割を果たし、おのれの地位の理想に従って行為している状況にあるならば、彼らは所属する連合体への愛着を習得する」(616-617頁)。つまり、何らかの道徳原理を学んで連合体に参加するのではなく、その連合体の中で活動し、何らかの役割や義務を果たすことによって他の成員や連合体に愛着を持つようになる。こうした絆が確立されれば、人は自分の役割を果たしそこなったとき、罪悪の意識を感じるようになり、他者が同様に役目を果たし損ねた際には怒りや立腹を覚える(617頁)。ここにおいて、「権威の道徳」で両親と子

どもの間で見られた関係の類似性が現れる。

では、最後の第三の道徳的発達理論を見よう。ここにおける発達段階は、「原理の道徳性」(第72節)である²¹⁾。ある人が、第二段階を経るとき、「個人は正義の諸原理を理解するとはいえ、その原理を遵守することへの動機は、友情や仲間意識といった他者との絆や、より大規模な社会から是認されることへの気遣いから主として生じている」(620頁)。すなわち、彼はまだ目の前の仲間に気遣うことや、連合体の規則に従うことに留まっており、正義の諸原理それ自体を愛することには至らない。ここから彼は、「連合体の道徳性の初期段階において付き合いのいい奴になりたいと彼が欲したのとまさに同じように…(中略)…正しい人になりたいと願うように」なる第三の段階へと飛躍する。

この第一段階、第二段階を経て、「私たちや私たちが世話している人たちが確立し存続している正義にかなった制度の受益者であると認識することを通じて、それに対応する正義感覚が私たちの中に生じる傾向」(621頁)が生じ、「ひとたび、正義の原理に合致した社会的な制度編成がどのような仕方です私たちの善や私たちと連携している人々の善を促進するかを理解するならば、私たちはそうした原理を適用しそれらに準拠して行為したいという欲求を発達させる」(同頁)。と同時に、この段階において、個人は正義感覚を習得し、それに基づくことで正義に適った社会の理想を評価することが出来るようになる。

だが、第二段階を経て第三段階に移り、特定の人や帰属している連合体の愛着から正義感覚が独立するからといって、それがこれらの人々に対する愛着が消え去るということは意味しない。なぜなら、「原理の道徳性の内部にあっても、依然に罪責や憤慨、その他の道徳感情を生じさせた違反は、今や厳密な意味においてそうした感情を引き起こすからである」²²⁾(623頁)。むしろ、この段階で意味されるのは川本が言うように「全員が妥当と受け入れる視座から、すべての人が承認する公正な条項にのっとって、他者と共に生きていきたいと私たちが望むこと」²³⁾である。

4. おわりに

以上、簡単ではあるが、ロールズの安定性の議論、とりわけ正義感覚の発達に関する議論の流れをおった。以下、疑問に感じたところを二点述べる。まず、

ロールズの実行可能性、つまり安定性の議論は、どれほど実行可能なものとして捉えられるかという疑問である。例えば、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は平成11年度(11631件)に比べて、平成20年度においては3.7倍(42664件)増加している²⁴⁾。そうすると、「権威の道徳性」とは言うものの、その実行可能性については簡単に賛同はできないだろう。次に、ロールズの家族や連合体に対する愛着のモデルは、空間的な広がりの変化は見られても、質的な変化に関して述べられていない。果たして、家族に対する愛着と連合体に対する愛着、原理に対する愛着の質的な変化は見られないのだろうか。

今回、『正義論』のほんの一部分しか見ることが出来なかったが、この範囲だけでも教育学的あるいは心理学的に研究とする部分があるように思われる。もちろん、この箇所においても、正義の二原理との関連で研究すべきであると思われるので、先行研究と相補的な形で研究が行われるべきであろう。

(宮地和樹)

注

- 1) John Rawls, *A Theory of Justice: revised edition*, Harvard University Press, 1999.
- 2) John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971.
- 3) ジョン・ロールズ『正義論』矢島欽次監訳、紀伊國屋書店、1979年。
- 4) したがって、厳密には1971年の初版の日本語訳は未だ存在しないということになる。本稿では、以上の差異を考慮して『正義論』を次のように呼び分ける。翻訳としての『正義論』に関して1979年と、2010年の翻訳の区別を強調する際には、それぞれ「旧訳」、「新訳」と呼び、内容に関して1971年と1999年の区別を強調する際には、それぞれ「初版」、「改訂版」と呼ぶ(原著からの引用・参照の際、それぞれTJ、Revと略記)。以上のような差異を考慮しない場合、総称して単に『正義論』と呼ぶ。
- 5) 引用・参照の際、特に断りがない場合、括弧内に新訳の頁数を示す。
- 6) ただし、初版においては主観的な状況として〈相互に利害関心を持たない〉という逆の特徴づけがなされている(TJ 128)。

- 7) 改訂版の修正箇所の詳細については、旧訳468-482頁の修正部分リストが参考になる。
- 8) またアマルティア・センは、ロールズが障害者の問題を無視しなくとも後回しにすることについて、うまく後回しすることはできないとの見解を示している。Amartya Sen, *Choice, Welfare, and Measurement*, Basil Blackwell, 1982, pp.365-366n28. (邦訳『合理的な愚か者』大庭健、川本隆史訳、勤草書房、1989年、261頁。
- 9) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974, pp.228-231. (邦訳『アナキー・国家・ユートピア (下)』嶋津格訳、木鐸社、1989年、376-381頁。
- 10) この点について詳しくは、Samuel Freeman, *Justice and the Social Contract*, Oxford University Press, 2007, pp.111-142. や川本隆史「教育の規範理論——黒崎勲『現代日本の教育と能力主義』の挑戦」森田尚人ほか編『(教育学年報4) 個性という幻想』世織書房、所収、521-522頁を参照。
- 11) 宮寺晃夫『教育の分配論』勤草書房、2006年、81-91頁。
- 12) 同書、160頁。
- 13) 黒崎勲『教育と不平等』新曜社、1989年、191頁。なお、「能力主義」という用語の使い方については、川本から「メリトクラシー」のほうが汎用性があるとの批判がある。川本、前掲書513-525頁。また、メリトクラシー批判として捉えたものとしては、中村雅子「ロールズにおけるメリトクラシー批判の視点——人間の発達と人格の尊重——」平成元・二年度科学研究費補助金総合研究 (A) 研究成果報告(研究代表者・立川明)『アメリカ高等教育における能力観と制度変革とに関する史的研究』1991年がある。
- 14) 黒崎、前掲書、280頁。
- 15) 小玉重夫『教育改革と公共性』東京大学出版会、1999年、特に49-68頁を参照。
- 16) 同書、217-218頁。
- 17) 川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社、1995年、25-26頁。傍点は筆者。
- 18) C.クカサス、P.ベティット『ロールズ『正義論』とその批判者たち』(山田八千子、嶋津格訳)、勤草書房、1996年、12頁。
- 19) 同頁。傍点は引用者。
- 20) J.ピアジェ『児童道徳判断の発達』(大伴茂訳)、同文書書院、1957年、571頁。なお、ロールズの道徳性の発達は、本人も述べるとおりピアジェとコールバーグの理論に負っている。『正義論』、607頁。また、それは川本や塩野谷が指摘するところでもある。川本隆史『ロールズ』講談社、2005年、99、188頁、塩野谷祐一『経済と倫理』東京大学出版会、2002年、189頁。
- 21) ここでの原理は、原初状態で考察されるような第一原理群を意味している。
- 22) 傍点は引用者。
- 23) 川本前掲書、152頁。
- 24) 平成22年度版厚生労働白書
(http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/siryou/sh10010700.html#a1_7_0_9 最終閲覧2011/5/9)